

令和2年度 強くなやかな食品産業づくり補助金 食品専門展示会出展助成金 公募要領

1 スーパーマーケットトレードショー、シーフードショー出展助成 ※令和2年度に限り、旅費・輸送費を助成します。

(1) 対象展示会及び募集期間

- ア・第22回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」(9/30～10/2 (東京都))
- ・第55回スーパーマーケット・トレードショー2021 (2/17～19 (千葉県))
令和2年9月3日(木)～9月25日(金)

- イ・第18回「シーフードショー大阪」(2/24～25 (大阪府))
※アグリフードEXPO大阪2021は開催中止となりました。
別途定める「島根県ブース」出展に係る公募期間

(2) 対象事業者

- ・令和2年3～7月までの任意の1ヶ月の売上高が、前年同月と比較して20%以上減少した食品等製造事業者、農林漁業者

(3) 対象経費

- ア 旅費
 - ・展示会開催期間の前後1日を含む自社スタッフの交通費、宿泊費を対象とし、前後に別用務等で日程が超過する場合は当該日程に係る交通費(日程超過にかかる片道分)、宿泊費(超過日程分)は助成対象外とします。
- イ 輸送費
 - ・展示物、サンプル等の往復輸送費
- ウ その他知事が必要と認めるもの
※出展小間料、小間装飾費は、「島根県ブース」により、一定割合を県が負担するため対象としません。

(4) 助成上限額

- 助成対象経費(税抜き額)の1/2以内かつ10万円以内とします
※補助金申請の総額が予算額を上回った場合は、補助金交付額を調整します。

助成額算定の特例

下記の場合には助成上限額を上限として、対象額の特例を認めることとします。
なお、特例を利用する場合は助成対象としない経費も含めた証書書類を提出してください。

市町村等の補助事業を併用する場合

本事業と国県予算を財源としない市町村、団体の助成金等を併用する場合は、当該助成金を優先して利用したうえで、経費の3/4以内を助成対象とします。

例：市単独予算により5万円の定額補助がある場合

経費10万円：市5万円、県5万円 → 助成率10/10【×】・・・県2.5万円に減額

経費20万円：市5万円、県10万円 → 助成率15/20【0.K】

(5) 申請方法

強くなやかな食品産業づくり補助金交付要綱で定めた下記の書類を、期日までに、しまねブランド推進課まで提出してください

- 補助金交付申請書(様式第2号) ■事業実施計画書(様式第1号の②)
- 県税の滞納がないことを証明する書類 ■誓約書(様式第13号)
- 令和2年3～7月までの任意の1ヶ月の売上高が、前年同月と比較して20%以上減少したことが分かる書類

(6) 審査方法

提出された事業計画書をもとに書面審査します。

2 その他専門展示会出展助成

(1) 募集期間

随時募集し、事業申請の先着順に採択者を決定します。

(2) 対象展示会

要綱に定める要件を満たし、令和3年3月31日までに開催される展示商談会

※卸売事業者等が自社の販路拡大の一環で開催する展示商談会は対象としません。

(3) 対象事業者

県外への販路開拓の意欲と、販売する自社製品を有する食品等製造事業者

なお、産業分類上の主たる業種が食料品製造業に属さない場合でも、自社で食品を企画・製造し、県外への販路開拓を目指す加工食品を有していれば助成対象とします。

※年度内に申請できる回数は1事業者に1回とします。

主たる業種が異なる場合の例

農林水産事業者が自らの栽培・採取した原料を加工した食品

飲食店で製造する冷凍惣菜 建設業が自社製造する調味料 等

(4) 対象経費

ア 出展小間料

・展示会主催者に支払う出展小間料とし、共同出展、企業内ブースへの出展等による任意の第3者への支払は原則として助成対象外とします。

イ 装飾料

・展示会主催者もしくは装飾委託事業者等に支払うブース装飾費、備品等リース料光熱水費等

ウ 旅費

・展示会開催期間の前後1日を含む自社スタッフの交通費、宿泊費を対象とし、前後に別用務等で日程が超過する場合は当該日程に係る交通費(日程超過にかかる片道分)、宿泊費(超過日程分)は助成対象外とします。

エ 輸送費

・展示物、サンプル等の往復輸送費

(5) 助成上限額

助成対象経費(税抜き額)の1/2以内かつ20万円以内とします。

助成額算定の特例

下記の場合には助成上限額を上限として、対象額の特例を認めることとします。

なお、特例を利用する場合は助成対象としない経費も含めた証書書類を提出してください。

① 市町村等の補助事業を併用する場合

本事業と国県予算を財源としない市町村、団体の助成金等を併用する場合は、当該助成金を優先して利用したうえで、経費の3/4以内を助成対象とします。

例：市単独予算により10万円の定額補助がある場合

経費30万円：市10万円、県15万円 → 助成率25/30【×】・・・県12.5万円に減額

経費40万円：市10万円、県20万円 → 助成率30/40【○.K】

② 複数事業者により共同出展する場合

原則として、1事業者あたり1ブースの出展としますが、次の要件を全て満たす場合には、1ブースに複数事業者での共同出展を認めます。

1) 出展者それぞれに展示、商談のスペースが十分に確保できると認められること

2) 出展小間料及び装飾料は主催者、装飾事業者等への支払いを確認できる証拠書類を基に、1/2に共同出展者数を除いた額を上限とします 例：2社出展＝支払額の1/4以内

3) 旅費及び輸送費はスペースを考慮した適切な人数、数量としてください。

4) 共同出展者がそれぞれに本助成金を申請する場合は1ブースの助成は30万円を上限とします。

(6) 申請方法

強くしなやかな食品産業づくり補助金交付要綱で定めた下記の書類を、期日までに、しまねブランド推進課まで提出してください。

- 補助金交付申請書（様式第2号）
- 事業実施計画書（様式第1号の②）
- 県税の滞納がないことを証明する書類
- 誓約書（様式第13号）
- 展示会資料（募集要項など）
- 会社概要、商品パンフレットなど
- 直近2期の決算書

(7) 審査方法

提出された事業計画書をもとに書面審査により、予算額に達するまで採択者を決定します。

【提出・問合せ先】

島根県しまねブランド推進課食品産業支援第二グループ 担当：川合

TEL 0852-22-5122/FAX 0852-22-6859/E-mail : tenjikai1@pref.shimane.lg.jp